

新任者向け生活実務情報(更新版)

本稿は現役の方が自らの経験で編集された個人資料から要点を転載させていただいたものである。基本的には従来の「新任者向け生活実務情報」の更新である。原典の記述は詳細にわたるが、ここでは共通に役立つと思われる要点に絞って転載した。本稿中の情報は2004年3月現在、金額の単位は原則としてユーロ。

目次

1. ウィーン到着(空港からホテルへ)
2. 人事部(Personal Department)での手続き
3. グランドバスの取得
4. コミッサリへの登録
5. 口座開設
6. Legitimationskarteの申請
7. 引っ越し関連:荷物の受け取り
8. アパート関係
9. 教育関係
10. 車関連
11. その他の業務関連(Office電話、IAEA発行資料の入手、勤務時間等)
12. その他の日常生活関連(在留届、居住登録、語学レッスン、医療関係等)
13. 役に立ちそうなwebsiteアドレス

1. ウィーン到着(空港からホテルへ)

ウィーン・シュベヒアート空港から市内へは、CAT(高速列車がウィーンミッテ駅まで16分)、に空港バス(南駅や西駅へ)、シュネルバーン(近郊鉄道)を使う。タクシーは市内のホテルまで45ユーロ程度。より割安(約25ユーロ)の事前予約制タクシーC&Kもある。ただし、一般に運転手は英語があまり通じないのでホテル名、住所を記載したメモを準備しておくといよい。

ある程度まとまった期間滞在するつもりでアパートタイプのホテルに入る場合、例えば良く利用される19区のカイザフランツヨーゼフなどでは2週間分の基本滞在費をチェックイン時に前払いで要求されることがある。

2. 人事部(Personal Department)での手続き

到着後速やかにIAEA人事部での諸手続きを開始することが望ましい。事前の交信文書一式("Letter of appointment"や"Letter of acceptance"など)とパスポートを持参し、ゲート1で入構手続きを取る。ゲストのネームシールを発給してくれる。家族同伴の場合、全員のパスポートが必要。"Letter of acceptance"を出したあと(あるいは同時に)着任日、訪問場所、訪問時間をメール等で事前に担当者と調整しておく。

1) 契約手続き

着任初日の最初の手続きである。以下に記す赴任後の全手続きは、契約書にサインした後に始まる。この時、出生・結婚証明、卒業、終了証明等事前に指示を受けている各種書類を提出する。人事部からは今後の手続き関係をリスト化したチェックシート、人事関係の手続き書類一式が渡される。

2) 各種書類の提出

初日に支給される書類のうち人事部に提出する下記書類は必要事項を記入の上、翌日には提出する。

- a. Personal Induction Question (個人調査票): 本人の基本情報、家族構成等の必要事項を記入。
- b. Oath of Service (宣誓書): 特定の国、企業等に偏ることなく、国際公務員としての職務を遂行することを誓う。サインのみ。
- c. Application for Dependency Allowance (扶養手当申請): 該当者(配偶者、子供)について必要事項を記入してサイン。
- d. Designation of Beneficiary (支給金受取人指定): 本人の死亡時等における支給金の受取人(通常は配偶者)を指定し、サイン。この書類にはWitnessのサインも必要である。
- e. Claim for reimbursement of Travel Expenses (赴任旅費の申請): 出発地、到着地(通常はウィーン)、日程を記載。日本出発前に宿泊を必要とする場合手続きが複雑になる模様。航空券半券を添付。
- f. Confidentiality (守秘義務): 業務上得た情報の勝手な開示を禁止する規定への同意書。サインのみ。

3) Pension Fund (退職金積立制度), Health Insurance Schemeへの不参加手続き

すでに派遣元で加入していて二重加入を望まない場合、不参加の手続きを取る。日本で用意した健康保険被保険者証明、月額報酬通知書にDirector of Personnel宛のexemption要望レター(文面は指示される)を添えてSocial Security Unitに提出する。また、失業保険、生命保険等への加入要否も含めたStatus form(担当者が作成してくれる)にサインする。数週間後届くexemptionを認めるレターにサインして返送する。

4) Staff Benefits and Entitlement (諸手当)

一定条件を満たす場合、Rental Subsidy (住宅手当), Education Grant (教育手当)を申請することができる。その場合はStaff Administration Sectionで手続きを取る。Dependency Allowanceは、人事部宛提出のApplication for Dependency Allowanceで処理される。

Education Grantを申請したある事例では、子息が通学する大学の在籍証明と学費の領収書が要求された。学費の性格(年額か、半年額か)、期間についての説明も必要。生活費補助については、場所(国)によって額が決まっている。書類提出後、2週間程度で円建ての小切手を送付されて来た。

Assignment Grantは赴任後2, 3日してCasher Unitから小切手を受け取る。銀行口座開設後口座に直接入金する。

5) Medical Examination

日本から郵送した健康診断結果が届いていることを人事担当者からMedical Centerに確認してもらう。

6) Change of private address

自宅が決まり次第書式に記載し人事担当者に提出する。

3. グランドパスの取得

グランドパスは国連施設への入構証(顔写真入り)で、本人および配偶者、12歳以上の子供に発給される。12歳未満の子供の入構にはグランドパス所有の保護者同伴が必要である。ゲート1(正門)で申請する。グランドパス申請用の"Inter Office Memorandum"を提出し、写真撮影、電子ペンによるサインで申請は完了する。

4. コミッサリへの登録

コミッサリとは国連内にある日常の食料品、酒、雑貨、衣料、香水等の販売施設。米はもちろん、品数は少なく割高ではあるが日本の食料品(醤油、味噌、カレールー、即席ラーメン、海苔、せんべい等)も販売しており、生鮮食糧品以外は日常生活のほとんど全てがここで揃う。月々の購入限度額が職位によって決まっており、P-4の場合1020ユーロ。

コミッサリを利用するには予め登録が必要である。専用の"Inter Office Memorandum"とグランドパスをコミッサリオフィス窓口に提出する。本人および家族用のグランドパスに入域許可信号が入力される。

5. 口座開設

アパートの保証金等で比較的早期に多額の資金運用が必要なため、口座は赴任後早めに開設したい。シティバンクの口座なら主要各国で1日50万円まで引き出せると日本で聞き口座を作っておいたが、オーストリアにシティバンクの支店はなく、同バンクのカードが使えるATMは1日400ユーロが限度で役に立たなかった。

国連ビル内にある金融機関は、CREDITANSTALT(CA), Bank Austria(BA), 郵便局(Post)である。CAとBAは最近合併したが、2004年3月現在両方の支店がそのまま残っている。口座開設に必要な書類は、パスポート、グランドパス、契約書のコピーである。また、国連職員は預金利息への税金が免除されるが、この申請手続きには後述するLegitimationskarteのコピーが必要。

1) 口座の種類

普通預金(Checking Account)と定期預金(Saving Account)がある。日本からの送金、IAEAからの給料振り込み、家賃、電気代、電話代振り込み等には全てChecking Accountを使う。Checking Accountは無利息で、口座維持のための手数料がかかる。口座には手数料に応じたサービスがついている。よく相談するとい

い。Saving Accountには 低利子だがいつでも引き落とせるもの、一定期間、毎月定額を積み立てるもの(引き落とし不可)、一定期間固定金額を凍結するもの(最も利息が高い)等のタイプがある。

2) キャッシュカード

Checking Account, Saving Account(引き出し可能タイプ)とも口座開設と同時にキャッシュカードがつく。Checking AccountのキャッシュカードにはBANKOMAT機能がついていて、ヨーロッパ各国のBANKOMATマークのあるATMで現地通貨が引き落とせる他(1日400ユーロ相当)、百貨店等での買い物の支払いをこのカードで済ませることができる(デビット機能)。国連内コミッサリもBANKOMATでの支払いが可能である。

6. Legitimationskarteの申請

オーストリア外務省が発行する身分証明書。2003年からカード方式になり署名欄はなくなった。現在はドイツ語と英語が併記されている。名前の綴り、生年月日、性別程度は確認したい。息子が娘(Tochter)と勘違いされFräuleinになっていて、再発行依頼の羽目になった例がある。本人および家族全員分が発行される。これにより、銀行預金利息の免税、自動車の免税購入、引越荷物の免税での通関が可能になる。

申請には家族全員の旅券とそれぞれの写真各3枚をVISA Unitに持参する。発給は3, 4日後になる。

7. 引越し関連:荷物の受け取り

引越はIAEA側が管理する。元請け業者も地元業者になるため荷物の状況が把握しにくい。特に夏季、冬季等Transportation部門担当者が長めの休暇をとる時期には、引越は計画的にことが進まないもの1つとなる。通常なら1週間程度で着くはずの航空便に1ヶ月要した例もある。以下は当地での手続き要点である。

- ・ 日本で受け取った保険のアプリケーションフォームに必要事項を記入し、Transportation Unit担当者に提出する。この際、オーストリア側の業者からIAEAに報告が入ったらすぐに連絡する旨が伝えられる。
- ・ 数日後、日本の業者から航空便のStatus Reportとアンケート調査用紙が郵送されてくる。このStatus Reportにウィーン到着予定日が記載されているのでその時期にTransportation Unitに確認すると良い。
- ・ 通常、ウィーンに荷物が到着次第Transportation Unitからその旨の連絡があり、Custom Declaration UnitからCustom Declarationの申請書が社内便で送られてくる。
- ・ Custom Declaration申請書にサインしてから1週間程度で荷物が通関し、地元の引越業者から連絡が入って搬入日程を相談する。業者の窓口担当者とは英語で通じたので助かった。
- ・ 船便についても、赴任後1ヶ月程度に同様の手続きでアパートまで搬入される。

8. アパート関係

1) アパート探し

家族連れの場合通常はホテルに1~2ヶ月滞在してアパートを探すことになる。日本人の多くが居住する18区, 19区は閑静な住宅街で治安もよいが、他の区に比べると家賃は多少割高となる。3寝室つきアパートの月家賃(暖房費, ガレージ, 管理費込み)は1500~2500ユーロ程度と幅がある。以下、アパート探しの手順。

- ・ 国連VIC Housing Service部門がアパート探しを斡旋している。広さ, 間取り, 場所, 家賃, 家具付きの有無等の希望条件を指定すると、いくつかの候補をリストアップしてくれる。その中から候補物件の大家(あるいは代理人)とアポイントをとってアパートを見せてもらう。
- ・ 気に入った物件があればVIC Housing Serviceにその旨を伝え、大家と連絡をとって契約書の確認(希望すれば英語版の作成もしてくれる)をしてもらう。あとは大家とアポイントをとって契約書にサインをする。手数料, 契約料等は一切かからない。
- ・ 一般の不動産業者に斡旋してもらうと、紹介手数料を家賃の3ヶ月分ほどを取られるようだ。結構高額である。ただし、情報量はVIC Housing Serviceより豊富である。

(別の例)

- ・ VIC Housing Serviceの照会ではよい物件がなかったので、同じ職場の韓国人スタッフにImmobilien(不動産業者)を紹介してもらった。紹介された3件の中から、Uバーンの駅に近い物件を選択した。
- ・ よかった点: よい物件を持っていたこと、英語が話せたので契約交渉でかなり意思疎通ができたこと。
- ・ 契約前に契約書(英語)をVIC Housing Serviceに見せたが、VICで使用の標準仕様と同じで問題なかった。
- ・ 問題点: 仲介料2ヶ月必要、家賃がほかに比べて割高、家主が海外居住で連絡が取りにくいこと等。
- ・ 水回り、暖房等の不具合は契約前に修繕させた。契約後では家主側が早期に修繕することは考えにくい。

2) 賃貸契約

- ・ 契約前の下見段階で問題があると思われる箇所は直してもらうよう依頼する。一般的には契約時に大家(または代理人)とinventory listを確認する。それがない場合は、自分でinventory listを作成する。上記の不具合修理要望事項(写真付がよりよい)もそれに盛り込んでおくといよい。
- ・ 契約書はIAEAの標準フォーマットを使うのがよい。ドイツ語、英語の2つがある。街中のTABAK(タバコ、切符等を販売する売店)で販売している標準のもの(ドイツ語)を使用するケースもある。
- ・ 直接探した物件でも、契約書の内容確認等適切なアドバイスがもらえるので、VIC Housing Serviceに相談するとよい。
- ・ 契約時点で敷金3ヶ月分(場合によっては、1、2か月分のBank Garantie)と当該月家賃を指定の口座に振り込む。着任早期に比較的まとまった金額が必要になる。

3) 電気、ガス、電話の登録

- ・ 電気、ガス、水道は通常は大家の方で登録しており、2ヶ月に1回大家から請求書が送られてくる。
- ・ 電話は、国連ビル内の郵便局や地元の郵便局で登録や名義変更手続きを行う。申込書はドイツ語。料金メニュー(このパンフレットもドイツ語)がいくつかあるので、最も有利なものを選択する。
- ・ 有料の衛星放送(日本語放送もあり)、ケーブルテレビ等は個別に申し込む必要がある。
- ・ テレビ放送では国営放送視聴料(GIS)免除の申請をしておくといよい。手続き方法は国連内(F棟10階)のウィーン観光事務所で教えてくれる。

(別の例)

- ・ ケーブルを利用した電話、インターネットおよびテレビを組み合わせた割安セットがある。さらに携帯電話との提携もしているサービスもある。
- ・ 例えば国連B棟のG階にUPC Telekabelのサービスオフィスがある。すべて込みで1ヶ月100ユーロ程度。オーストリアでも最近急速に普及しているADSLとの十分な比較調査はしていない。テレビは35局程度あるが、英語放送は3局だけ。Mobile電話も各社が競争しているので探せば割安のものがあるだろう。
- ・ JSTVは他の衛星放送とは別のアンテナとデコーダーが必要。さらに月5000円程度の受信料がかかる。

4) 家具等の調達

借家がhalf furnishの場合、自分で家具、電気製品、食器等をそろえる必要がある。参考までによく利用される大型店舗を以下に示す。

家具、食器

IKEA: スウェーデンを母体とする家具の総合チェーン。ウィーン市内、周辺に3店舗ほどある。Wien Nord店(22区)が会社に近く便利。家具、食器とも低価格であるが、家具は合板でとにかく重い。若い店員の半分程度は英語が通じる。日本のカーテンレールに対応するカーテンはない。

KIKA: オーストリアに由来からある家具の総合チェーン。市内にいくつか支店がある。会社から近いのはDonau Zentrum(U1終点Kagran)の中にあるもの。IKEAに比べて若干価格は上だが、その分品質も上。英語が通じる店員は少ない。カーテンレールに対応するカーテンも販売。

電気製品

Saturn: 家電製品、オーディオ、コンピュータの大型総合店舗。IKEAのWien Nord(22区)の傍にあるほか、中心街Mariahilfer通り百何店の百貨店にも入っている。

その他: KIKAにも家電製品はあるが、種類は少ない。IKEAでは、照明、電球を購入できる。

日本を出発前、オープントースター、卓上の電気グリル等、大容量の電気機器がウィーンにはないと聞いていたが、現実にはあった。炊飯器は、日本で購入した電子レンジを利用した炊飯器が使えた。

家具、電気製品を廃棄する場合(退去時あるいは前任者等からの引き継ぎ老朽品等)の注意: オーストリアではゴミの分別やリサイクルの意識が日本よりもはるかに進んでおり、廃棄には注意が必要である。車で運べるものは、各地区にある粗大ゴミ集積場に持ち込む(無料で処分してくれる)。テレビや掃除機などは、使える場合は再利用されるらしい。車に積めない家具、電気製品は、IKEAやSaturnに相談する。新品を購入する場合は購入時にその旨を伝え、引取料を支払っておいて新しい品の配送時に引き取ってもらう。引取料は日本より高い。特に冷蔵庫のように環境に影響があるものはかなり高額である(約50ユーロ)。

9. 教育関係

小・中学校については赴任前に転入準備等の必要があるので「赴任前準備」に選択肢その他の参考情報を記した。ここでは、多くの邦人職員が利用する日本人学校とインターナショナルスクール(VIS)および幼稚園について補足する。

1) 日本人学校への転入手続き等はおおよそ以下のとおり。

- ・ 学年担任の先生に子供と一緒に面会し、今後の日程、注意事項、通学バスの停留所等について相談する。この際、日本に郵送されてきた入学願書、調査票等を提出する。
- ・ 面会日に渡される健康調査票は記入の上、転入初日に子供に持たせる。
- ・ 事務(授業料の支払等)担当者とは、授業料振り込み手続き等についても相談する。この相談は転入初日に母親が同伴して実施しても良い。
- ・ 入学金、転入月(例えば8月)の授業料・通学バス利用料は、所定の振り込み用紙で銀行から払い込む。翌月以降の授業料・通学バス利用料は銀行の自動引き落とし手続きをとることになる。
- ・ 大使館に在留届を出しておけば翌年度から必要となる教科書は学校から支給される。

2) VISについて

幼稚園から高校まである。生徒数約1,400人。6月20日頃から2ヶ月間が夏休みで、新学年は秋から始まる。9月1日現在に8歳の子供たちがGrade 3に入る。1クラス25名、1学年4クラス制。クラスの25名が全員で何かをすることはほとんどなく、各生徒の能力に応じて教育をしている。英語以外の勉強のレベルは、日本よりはるかに簡単。Grade 2までは宿題もない。アメリカンスクール(AIS)もVISものびのびした環境で教育しているようだ。

英語能力:各生徒の能力に応じて特別授業を組んでくれる。「最初の段階でどの程度の英語力が必要」ということはない。英語が全くできない生徒には、ほぼ連日、本来のクラスとは別に、授業について行くに必要な英語を集中して教えてくれる。ある程度できる生徒には、週に何度か英語の特別授業がある。英語力が十分ある生徒には、Grade 2でもドイツ語の授業がある。これらはすべて担任の教師と英語専門の先生が、生徒を一人ずつ評価して決めてくれる。

課外授業:VISの通常の授業は8時30分から午後3時まで。わが娘は放課後の課外授業として、日本語、水泳、ピアノを習っている。課外授業は、VISの標準カリキュラムには含まれないオプションの授業で別途料金が必要。取らなくてもかまわない。日本語とピアノはVISの中で、水泳はVISの近くの公営プールを使う。なお、課外授業のある日は帰りのスクールバスには乗れない。小学生一人での帰宅も認めていないので、必ず親の出迎えが必要である。

3) 幼稚園の選択肢

a. モンテッソーリ幼稚園(22区 +43-1-257 5683)

IAEA邦人職員のご夫人が経営している幼稚園。日本語、英語で保育が行われる。18,19区から通園バスがある。多くの日本人子女が通園している人気の高い幼稚園である。日本と同等のスケジュール、指導カリキュラムになっており、日本人学校や日本の小学校に入学する際にスムーズに移行できるそうである。3歳児から入れるが、おむつがとれていることが条件。

b. VIS付属幼稚園

小学校もVISに入れる場合にはスムーズに移行できると思われる。費用は他に比べるとかなり高い。着替え、食事、トイレ等が一応できなければならず、慣れないうちは親も登園して待機する必要もあるようである。

c. 国連ビル(VIC)内の保育園

国連内の幼稚園(保育園)は生後3ヶ月から小学校入学前までの職員の幼児の面倒を見てくれる。月々の保育料は、7:30~18:00までの全日制では地元の私立幼稚園とほぼ同等。しつけ等の詳細は不明だが、自由奔放を基本としている模様。

d. 地元の私立幼稚園

18,19区には日本人子女が通う私立幼稚園がいくつかある。多くの場合ドイツ語のみだが、日本人園児の親が協力して日本語の案内書が用意されているところもある。私の次男(3歳)はアパートから2分程度の幼稚園(Fleur)に一時通っていたが、日本のように何かテーマを与えてやらせるということはなく自由に遊ばせていた。

e. 地元の公立幼稚園

公立の幼稚園も各区にある。入園申し込みは個別の幼稚園宛ではなく、幼稚園を統括している区の事務所
所に居住登録と年収見積書を提出して行うようである。保育料は年収に応じて変わる。高収入の家庭に対する
保育料は私立幼稚園と大差ない模様。地元の公立幼稚園の問題点は、先生とのコミュニケーションに親のドイツ
語能力が求められること。

10. 車関連

1) レンタカー

新車の取得には注文から通常で3～4ヶ月、長い場合だと6ヶ月程度かかる。日本から先行で発注しても
赴任後2ヶ月程度は自分の車がない状態となる。この時期にアパート探しやセッtlementのために車を要する場
合はレンタカーを借りることになる。通常1ヶ月以上のレンタルは料金が大幅に割り引かれる。こちらのレンタカー
はマニュアルが基本であり、オートマチック車は割高である。

2) 新車取得までの手続き

赴任後、折りを見てディーラのセールスマンに連絡し手続きについて相談する。主なディーラについては
「赴任前準備」に参考事項を記した。ここでは購入車種が決まり、購入契約が済んだ後の手続きである。

- ・ Legitimationskarteが取得できたらコピーをセールスマンに送る。
- ・ 暫くするとディーラから注文仕様の確認と残金の支払請求が来る。指定銀行口座に残金を振り込む。振り
込み確認後に車が工場から出荷されるとも聞かすが、私の知る限り、ベンツ、BMW、ボルボの場合は、納車
までに振り込めば、大丈夫。
- ・ 一定職位以上の外国人(非オーストリア人)スタッフには外交官待遇の特権として取得税、保有税免税の
特典がある。車がウィーンに届くと、免税手続きに必要な書類一式(型式名、シャシー番号等)がセールス
マンから送られてくる。それをCar Registration Unitに持参し、EU Befreiungsschein (Customs
declaration)に記入してもらい、2日程度で外務省の免税承認印が押されて戻ってくる。
- ・ 自分が選んだ保険会社(次項参照)に、免税承認印が押されたEU Befreiungsscheinと
Legitimationskarteを渡し、登録手続きを依頼する。2日程度で、Typenschein(所有証)、
Zulassungsbescheinigung(車検証)、Pickerl のステッカー、License PlatesがCar Registration
Unitに届く。
- ・ セールスマンと納車日時を調整し、License Platesと上記書類を持ってディーラから直接車を受け取る。

3) 自動車保険

オーストリアでは自賠責保険、任意保険の区別はなく、自動車保険に強制加入させられる。国連ビル内
には4社(Allianz, UNIQUA, Wiener Staedtische, Zuerich Kosmos)の保険会社が入っている。この中から1
社を選ぶことになる。ちなみにZuerich Kosmosには英語のガイドブックがある。

4) 免許の取得

国際免許証は有効期限が1年なのでその後の対応が必要となる。オーストリアの国内だけであれば日本の
免許証およびそのドイツ語訳(日本大使館に依頼するか、自分で訳してCar Registration Unitに証明印を
もらったもの)とLegitimationskarteを所持していれば、そのまま運転してよい。オーストリア国外で運転する等
によりオーストリアの運転免許を取る場合には、以下の手続きで筆記試験と実技試験が免除される。

- ・ Car Registration Unitで、居住区の指定内科医の一覧表をもらい、適切ところで簡単な検査(身長、
体重、血圧、視力、尿検査、問診)を受け、所定の健康診断書を発行してもらう。
- ・ 以下の書類を揃えてCar Registration Unitに赴き申請用紙に署名する。
 - 指定内科医の健康診断書(29ユーロ)。眼鏡等使用の場合には、眼科の診断書も必要60ユーロ。
(注) 眼鏡使用の場合、眼鏡屋で眼鏡の度(DiopterまたはPower)を測れば眼科の診断書は不
要。眼鏡の度の検査は無料。
 - 免許証のドイツ語訳(大使館で翻訳してもらう場合41ユーロ)
 - Legitimationskarte (オリジナルとコピー2部)
 - 日本の免許証(オリジナルとコピー2部)
 - 写真(約3cm×約4cm)2枚
 - 手数料8ユーロ

Legitimationskarteと日本の免許証は申請翌日には返却される。約1ヶ月後Bundespolizeiから通知が来たらVerkehrsamt (1090 Wien, Josef-Holaubek-Platz 1)でLegitimationskarteを提示して免許証を受け取る¹。

4) 高速道路ステッカー

オーストリアの高速道路料金は全国一律で出入り口での検問はない。料金は郵便局かガソリンスタンドで買う高速道路用のステッカー(Vignette(ヴィニエット))で払う。3.5トンまでの自家用車は、1年券が72.60ユーロ、2ヶ月券が21.80ユーロ。1年券は前年12月1日から翌年1月31日までの14ヶ月間有効。

5) 国連ビル内駐車場登録

担当Office(C0E15)にZulassungsbescheinigungを持参し、駐車場用のステッカーをもらう。駐車料金5ユーロ/月は給料から天引き。レンタカーの場合はレンタカーの車検証を提示して期間限定のステッカーを発行してもらう。駐車料金は銀行振り込み。

6) 交通事情

言うまでもないが、右側通行だから左ハンドル車で走ることになる。十分な注意が必要である。運転は2、3日でだいぶ慣れるが、ウィーンは道路が複雑で日本感覚での運転には結構日数を要する。

運転マナーは概して日本より良く車線変更も紳士的に譲ってくれる。特に歩行者優先の意識が高い。ウィーン市内ではクラクション禁止である。交差点では青の点滅後に黄色、赤となる。黄色の時点でほとんどの車は停止する。日本感覚だと追突しかねない。青になる前にも一旦黄色になるが青になるまで発進してはいけない。

注意すべきは自転車。大人の自転車が歩道を走ることが専用レーン以外では禁止されており、車道を堂々と走る。車が来てもペースもコースも変えない。左折の際、交差点中央でも待機するので接触等にはくれぐれも注意すべき。

11. その他の業務関連

1) Office電話の市外通話登録

Office電話で国際電話等ウィーン市外へかける場合には、事前に登録が必要となる。公用目的での使用のみを登録すると、通常の0発信で使えるようになる。

私用目的のみで登録する場合は、"Request for Authorization Code for personal use"に必要事項を書き込み、Telephone Unitに提出してPIN Codeをもらう。この場合、公用の市外電話は全て交換を通すことになる。

公用、私用の両方について登録する場合には、"Request for authorization for direct long distance call for official use"に必要事項を記載してDirectorのサインをもらった上でTelephone Unitに届ける。この場合、公用は0発信、私用は90発信で区別され、私用電話料金は給料から差し引かれる。

2) IAEA発行資料の入手

業務上や外部からの要求等でIAEA発行資料を必要とする場合は、Documents Distributionに要求する。TECDOC等の無料刊行物は直接もらえる。Safety Seriesのような有料刊行物は所定の書式に必要事項を記入し、Director(またはその部の責任者)の許可をもらって秘書からDocuments Distribution にe-mailで送ってもらうと後日社内便で送られてくる。すでに絶版となり在庫がないものは、INISから電子データで入手する。

3) Time Recording

着任直後の5日間はTime Recordingは不要で出勤・退勤時刻を記録しなくてもよい。この間にできるかぎりの諸手続きを済ませることになる。6日目からはグランドパスを執務室近くのTime Recorderにかざして記録する。不明点はTime Keeper(通常はセクションの筆頭秘書)がアドバイスしてくれる。

4) 勤務時間

標準勤務時間は8:30から17:30まで。flex制適用者のcore timeは月曜から木曜までが9:30から16:00まで。金曜は9:30から15:30まで。昼休みは12:00から14:00までの間に1時間取ってよい。1日の勤務時間は8時

¹ この時、日本の免許証を Verkehrsamt に預ける場合もある。後日返却されるが、全ケース預かられる訳でもないようでその適用ルールの詳細はわからない。

間。夏時間の夏期3ヶ月間(2002年の場合は6月3日から9月6日まで)は標準勤務時間、core timeとも30分短縮される。

5) 休暇

有給休暇は1ヶ月あたり2.5日。これは勤務開始時期が一律でないことによる。未利用分は一定範囲で蓄積される。この他に残業時間の一部も一定範囲で追加の休暇にあてることができる。なお、これ以外に年間で祝祭日が10日ある。

6) 給与の振り込み等

赴任月の給与(実働分)は翌月に合算されて振り込まれる。また、扶養手当の給付は3ヶ月目頃になる。

12. その他の日常生活関連

1) 在留届

国連内手続きとは別に、日本大使館(Fussgasse7:Schottentor)にも在留届を提出する。これを忘れると、来禊した翌年からの子供の教科書が支給されない。用紙は大使館領事部にある。提出は郵送でも良い。

2) 居住登録

オーストリアに72時間以上滞在する外国人は地元警察署に居住登録義務がある。ホテルに滞在している場合は、ホテルが代行する。ただし、Legitimationskarteを有する国連職員は届出が免除される。

3) 語学レッスン

国連内には公式言語の語学教室がある。本来は職員の自己開発のためだが、家族も受講できる。工業開発機構(UNIDO)が主宰するものの他に、IAEA独自の教室もある。このIAEAのコースにはドイツ語、日本語もある。邦人職員の間では、ドイツ語、英語のレッスンを受ける人が多い。週3回(1回50分)または週2回(1回75分)のコースを3ヶ月継続し、期末のテストに合格すれば次のグレードに進める。各コースとも一般的にグレード1から7までがあり、最後のまとめにProficiency試験がある。一般職の秘書などはこれにパスすることで昇給や昇進のカードにもなる。教室は2月、9月の中旬から新しいセメスターが始まる。通常7、8人のグループ授業。3ヶ月の授業料は部長の承認が得られれば職員は正規の半額131ユーロ(家族は倍額)である。

この教室の試験とは別に、年に2度、国連英語検定試験もある。かなりのレベルだが、自信があれば国連勤務の機会に受験してみるのも良いのではないかと。

個人的に英語、ドイツ語の家庭教師を頼むことも可能。日常生活でドイツ語か英語は必須になるので、同行家族も是非やっておいた方がよい。授業料も日本における語学学校の個人レッスンの半額以下である。

4) 医療関係

職員および家族は国連ビル内のMedical Centerで初期診療、薬の購入ができる。必要な場合、その紹介を受けて市内の専門医を訪ねることになる。下記は日本人の利用実績がある医者の例。

分野	施設名、医者名	地区、通り名、家番号	Tel
総合救急・外科	Privat Klinik Döbling	19., Heiligenstädter Str. 57-63	360 66-0
内科・小児科	Dr. Maria	11., Holzer Ruthgasse 7-6	368 4539
耳鼻科	Dr. Initzer	1., Herrengasse 6/2/4	533 2497
歯科	Dentalklinik Sievering	19., Sieveringer Str. 17	320 9797
眼科	Dr. Nowak	19., Sieveringer Str. 61/5	328 4585
皮膚科	Dr. Michael Palatin	1., Rotenturm Str. 1-12	532 2444
漢方、鍼、灸	望(奥さんが日本人) www.nosomi.at	20., Sachsenplatz 9	330 8562
薬局	St. Severinus Apotheke(日本語が通じる)	19., Sieveringer Str 1	

5) 携帯電話

オーストリアでも携帯電話が常識化しつつある。子供の通学の関係で学校から携帯電話の所有を強く推奨される事情もある。通常、専用の通学バスはなく観光バス会社に委託していることから、運転手も専属ではなく、バス停を飛ばすとかルートを間違えて時間が遅れる等のケースが結構発生するからとのことである。

携帯電話は、MobilkomのA1(番号が0664で始まる), UPC Telekabel社と提携しているone(同06991), Max(同0676), tele.ring(同0650)の4社。どれもカバーエリアや料金はほぼ似ているようだ。tele.ringとUPC Telekabelには固定電話, 携帯電話, ケーブルテレビの格安セット料金がある。

13. 役に立ちそうなwebsiteアドレス

ウィーン情報(ドイツ語、英語)	http://www.info.wien.at/ , http://www.wien.gv.at/
上記の中で例えば公営プール情報は、	http://www.wien.gv.at/baeder/
Zeckenの予防注射を受けられる Bezirksgesundheitsämterのリストは、	http://www.wien.gv.at/ma15/bga.htm
ウィーン公共交通機関情報	http://www.wienplan.com/index.html
オーストリア何でも情報(日本語)	http://www.a4j.at/
ウィーン情報(英語)	http://www.virtualvienna.net/index.html
郵便局	http://www.post.at/
電話番号調べ	http://www.etb.at/
ウィーン地図検索	http://service.magwien.gv.at/wien-grafik/cgi-bin/wg?app=5&tmpl=wo&scale=5000
ウィーン・シュベツヒャート空港	http://www.flughafenwien.at/
オーストリア航空	https://www.aua.com/
旅行情報(ホテル予約等) tiscover 上記中、AnreiseのRoutenplanerで、ヨーロッパ内の最短or最速ルート検索ができる。	http://tiscover.com/
旅行代理店(日本語)	http://www.creativetours.at/
通貨換算 164 currency converter	http://www.oanda.com/convert/classic
ケーブルテレビ会社 UPC telekabel	http://www.upc.at/
インターネットプロバイダ chello	http://www.chello.at
比較的よく当たる天気予報 wetter.com	http://www.wetter.com/
国立オペラ座	http://www.wiener-staatsoper.at/
楽友協会	http://www.musikverein.at/
ウィーンフィル	http://www.wienerphilharmoniker.at/
ユーロ貨幣の各国のデザイン	http://www.euro.ecb.int/en/section/euro0/specific.html
自動車用品店Forstinger	http://www.forstinger.net/
オーストリア日本人会 Japanische Gesellschaft Tel. 710 3111 Fax 714 7033	nihonjinkai@wien.ntt.fr Untere Viaduktgasse 53/3A, A-1030 Wien 月～金 9時～13時